

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区 分	件 名	概 要														
<p>◎予算 (16件) 総務部</p>	<p>【1】 平成29年度三重県一般会計補正予算(第10号) (補正額 約▲42億9千万円)</p> <p>【2】 平成29年度三重県県債管理特別会計補正予算(第3号) (補正額 約6百万円)</p> <p>【3】 平成29年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲4万円)</p> <p>【4】 平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 4千円)</p> <p>【5】 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第4号) (補正額 約▲18百万円)</p> <p>【6】 平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲35万円)</p> <p>【7】 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲20百万円)</p> <p>【8】 平成29年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2億円)</p> <p>【9】 平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲10万円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>16 件</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 10px;">議案 38件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	16 件	議案 38件	条 例	18 件	そ の 他 議 案	4 件	認 定	- 件	報 告 出	- 件	計	38 件	
予 算	16 件	議案 38件														
条 例	18 件															
そ の 他 議 案	4 件															
認 定	- 件															
報 告 出	- 件															
計	38 件															

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【10】平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲80百万円)</p> <p>【11】平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2百万円)</p> <p>【12】平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号) (補正額 約▲6億6千万円)</p> <p>【13】平成29年度三重県水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲2億5千万円)</p> <p>【14】平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲8億5千万円)</p> <p>【15】平成29年度三重県電気事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲38百万円)</p> <p>【16】平成29年度三重県病院事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲27百万円)</p>	
◎条例案 (18件) 健康福祉部	<p>【17】 三重県介護医療院の人員、 施設及び設備並びに運営に 関する基準を定める条例案</p>	<p>介護保険法の一部改正により、介護医療院が創設されることに鑑み、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護医療院の基本方針を定める。</li> <li>(2) 介護医療院の人員に関する基準を定める。</li> <li>(3) 介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)の施設、設備及び運営に関する基準を定める。</li> <li>(4) ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準を定める。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
環境生活部	<p><b>【18】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法に基づく水銀等の排出の届書の受理に関する事務の一部を、全ての市町が処理することとする。</li> </ul>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>		
健康福祉部 環境生活部 県土整備部	<p><b>【19】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護保険法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険法の一部改正に鑑み、介護医療院開設許可手数料等を新設する。</li> <li>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に鑑み、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等を新設する。</li> <li>(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料の額を改定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 破砕業事業範囲変更許可申請手数料</li> <li>② 砂利採取計画認可申請手数料等</li> <li>③ 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料</li> </ol> </li> <li>(4) 土壌汚染対策法の一部改正に鑑み、汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料等を新設する。</li> <li>(5) 宅地開発工事の完了公告までに建築物の建築等を行うための承認申請に係る手数料及び都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料を新設する。</li> <li>(6) 建築基準法の一部改正に鑑み、建築等許可申請手数料を徴収する用途地域に、田園住居地域を加える。</li> <li>(7) 宅地建物取引業法の一部改正等に鑑み、建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の交付に関する台帳記載事項証明手数料を新設する。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【20】</b> 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【21】</b> 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【22】</b> 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【23】</b> 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援を、多機能型の対象となる事業として加える。</li> <li>(2) 就労定着支援及び自立生活援助の事業に関する基準を加える。</li> <li>(3) 共同生活援助の一類型として、新たに日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する基準を加える。</li> <li>(4) 共生型障害福祉サービスに関する基準を加える。</li> </ol> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設で一体的に提供している場合における従業者及び設備に関する特例規定を廃止する。</li> </ul> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅訪問型児童発達支援を、多機能型の対象となる事業として加える。</li> <li>(2) 自立訓練において、障害種別による利用制限を撤廃する。</li> </ol> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 居宅訪問型児童発達支援の事業に関する基準を加える。</li> <li>(2) 共生型障害児通所支援の事業に関する基準を加える。</li> <li>(3) 児童発達支援における従業者について、新たな要件を義務付ける。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【24】</b> 三重県指定障害児入所施設 の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例案</p> <p><b>【25】</b> 三重県児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する 条例案</p> <p><b>【26】</b> 三重県軽費老人ホームの設 備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正す る条例案</p> <p><b>【27】</b> 三重県養護老人ホームの設 備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正す る条例案</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設で一体的に提供している場合における人員及び設備に関する特例規定を廃止する。</p> <p>(2) 施設に置くべき従業者である看護師を、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に改める。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設に置くべき職員である看護師を、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に改める。</li> </ul> <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 介護医療院をサテライト型軽費老人ホームの本体施設に加える。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 介護医療院をサテライト型養護老人ホームの本体施設に加える。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【28】</b> 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【29】</b> 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【30】</b> 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【31】</b> 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護医療院をサテライト型居住施設の本体施設に加える。</li> <li>(2) 特別養護老人ホームの開設者に、あらかじめ緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付ける。</li> <li>(3) 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> </ol> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日(一部平成30年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定訪問介護事業者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は被保険者に対し、不要なサービスの位置付けを求める等の不当な働きかけを行うことを禁止する。</li> <li>(2) 共生型居宅サービスに関する基準を加える。</li> <li>(3) 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護について、介護医療院においても提供することを可能とする。</li> <li>(4) 特定施設入居者生活介護において、身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> <li>(5) 福祉用具貸与において、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数商品の提示等を義務付ける。</li> <li>(6) その他規定を整備する。</li> </ol> <p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定介護老人福祉施設の開設者に、あらかじめ緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付ける。</li> <li>(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> </ol> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護医療院をサテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設に加える。</li> <li>(2) 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【32】</b> 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【33】</b> 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【34】</b> 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> </ul> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成30年4月1日(一部平成30年10月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護について、介護医療院においても提供することを可能とする。</li> <li>(2) 共生型介護予防短期生活入所介護の事業に関する基準を加える。</li> <li>(3) 介護予防特定施設入居者生活介護において、身体的拘束等の適正化を図るため、検討委員会の開催、適正化のための指針の整備及び従業者への定期的な研修の実施を義務付ける。</li> <li>(4) 介護予防福祉用具貸与において、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数商品の提示等を義務付ける。</li> <li>(5) その他規定を整備する。</li> </ol> <p>旅館業法等の一部改正に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (平成30年6月15日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅館業法施行条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> <li>① ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、当該営業施設に係る構造設備の基準を定める。</li> <li>② 衛生に必要な措置の基準を見直す。</li> </ol> </li> <li>(2) 災害派遣手当の支給に関する条例及び三重県暴力団排除条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル営業及び旅館営業に関する規定を整理する。</li> </ul> </li> </ol>



区 分	件 名	概 要
雇用経済部	【37】 調停の合意について	中小企業高度化資金の貸付先である株式会社松阪街づくり公社からの特定調停申立てについて、津簡易裁判所調停委員会から提示された調停案に合意するものである。

区 分	件 名	概 要
総務部	<p><b>【38】</b>            議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、三重県と伊賀市・名張市広域行政事務組合との間における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。            (事務受託を廃止する団体)            伊賀市・名張市広域行政事務組合</p>